

令和5年度さつま町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

町の農業経営は、全耕地面積の 68.8%を占める水田を活かし、水稻と畜産・施設園芸・茶等を組み合わせた複合経営に加えて、近年グリーン・ツーリズムの推進など多様な農業経営が展開されている。しかし、農業就業人口の減少や農業者の高齢化に伴い、耕作面積が減少し耕作放棄地が増加している状況にある。また、近年鳥獣被害が深刻化しており、耕作意欲の低下も耕作放棄地の増加につながっていると思われる。

水田の作付作物の状況を見ると、主食用米 1,140.8 ha、加工用米 71.9ha、飼料作物 246.7ha、WCS 用稻 164.3ha、野菜（最重点品目・重点品目・振興作物含む）35.7ha、果樹 28.1ha（重点品目含む）、花き・花木 2.2ha などとなっており、水稻を主とした作付の状況となっている。しかし、不作付地の水田が約 478.6ha あり、今後町の推進作物等への作付誘導や現況にあわせた地目変更の指導が必要となっている。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

○ 適地適作の推進

水田地帯であるが、排水の悪い圃場が多いため、湛水栽培可能な作物を中心に、排水対策の支援を行い、気候や圃場条件に合った作物の作付を推進する。

○ 収益性・付加価値の向上

高収益作物への転換に向け、排水対策や生産施設等の整備を進める。また、町農林業推進プランである「さつま町農林業いきいきプラン」にて野菜 8 品目、果樹 6 品目を推進品目として設定し、町再生協議会や町農林技術協会を中心に栽培体系の確立を図る。

○ 新たな市場・需要の開拓

新たな市場の開拓については、現在輸出を中心に検討しているが実現していない。市場出荷からの輸出に向けた方法についても検討を行う。

○ 生産・流通コストの低減

推進品目の生産性向上のため、従来の指導体制に加え、営農専門指導員を設置し、生産技術の習得を図る。また、団地化の取組支援や排水対策の機械化支援を推進し、作業効率化やコストの低減を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

○ 地域の実情に応じた農地の在り方

耕作を行っている圃場の 88.9%を水稻や WCS 用稻、加工用米が占めており、今後もこの状況が続くことが見込まれるため水田のまま維持し続けていく。一方で、施設園芸や果樹生産を行っている水田については、畠地化や樹園地化を検討してきた。今後も引き続き、農家の意向と現状を整理しながら、畠地化支援・定着促進支援の要件を農家に周知し、畠地化を検討していく。

○ 地域の実情に応じた作物・管理方法等の選択

園芸品目の栽培については連作による収量低下を防ぐため輪作が必要であるが、現状は個人で輪作を行っている。今後は、ブロックローテーションでの作付計画を推進し、地域単位での輪作を行うように推進を図る。

○ 水田の利用状況の点検方針・点検結果を踏まえた対応方針

営農計画書や現地確認に基づく町の水田の利用状況は、水稻以外の作物（飼料作物や野菜、果樹、花き・花木等）については、作付けが固定化している水田も多い。特に、果樹や施設園芸作物は数年以上水張りをしない栽培が定着しており、今後も水田としての活用は見込まれない。交付対象水田における5年水張りルールと合わせて、畠地化支援・定着促進支援の周知を行い、畠地化や樹園地化を図る。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

国から需給情報が提供されるようになる中、年々主食用米の作付面積は減少している。鳥獣被害や高齢化による労力の低下などが原因で耕作放棄地は増える状況である。本町は、米どころとして高品質な米づくりを目指している。ヒノヒカリが主流だが食味ランキング特Aの鹿児島県民米「あきほなみ」や早期品種の「なつほのか」を推進し、作期分散を行い、また、農薬などを見直しながら低コスト、高品質な米づくりを推進する。

(2) 非主食用米

ア 飼料用米

令和2年3月末に閣議決定した「食料・農業・農村基本計画」において飼料用米等の生産拡大を位置づけ（令和12年の生産努力目標70万トン）、その達成に向けて、水田活用の直接支払交付金など必要な支援が行われており、本町では、生産・供給体制の整備が図られていない現状にあるため、まずは関係機関等と連携して生産体制の整備について検討を行う。

イ WCS用稻

畜産農家との需要と供給のバランスを保ちながら取組を推進する。また、産地交付金を活用し、WCS用稻の団地化を推進するとともに、畜産農家が求める品質基準に十分留意しつつ、安定供給を目指す。

ウ 加工用米

加工用米の取組については、実需者との連携を図り、産地交付金を活用しながら、生産性向上の取組を推進し、安定的な生産体制の整備を図る。

(3) 麦、大豆、飼料作物

麦、大豆については、現行の水稻との二毛作の取組を推進し、水田の高度利用を図るとともに、産地交付金を活用し、弾丸暗渠や耕盤破碎などによる排水対策に取り組むことで、単収の増加や品質向上に努める。

特に小麦については、パン用や中華麺用としての需要があり、作付面積を維持・拡大していく。

大豆については、産地交付金を活用し排水対策支援、担い手の作付拡大への支援を行なながら、消費者に評価の高い「フクユタカ」を中心に作付し、作付面積の維持・拡大に取り組む。

飼料作物については、畜産農家が求める品質基準に十分留意しつつ、農家相互間で利用供給協定により、国内産良質粗飼料の安定的な供給体制を図り、家畜の品質向上を目指す。

また、産地交付金を活用し、飼料作物の団地化等によりコストの低減化を図る。さらに、水稻等と組み合わせた二毛作の取組も推進し、水田の高度利用等を進め、生産性の高い水田農業の確立を図る。

(4) そば、なたね

そば・なたねについては、転作田及び水稻の二毛作に有効な作物として位置付け、産地交付金を活用し、担い手の作付拡大への支援を行いながら作付面積を維持する。

(5) 高収益作物

ア 最重点品目（サトイモ）、重点品目（ゴボウ・カボチャ・イチゴ・トマト・キンカン・梅・温州みかん・ぶどう・なし・マンゴー）

町の特色を活かし、重点的に推進する野菜5品目・果樹6品目については、産地交付金を活用し、引き続き作付面積の維持・拡大に取り組む。特に、サトイモについては、加工用や焼酎の原料としての需要拡大も推進しており、最重点品目として更なる推進を図る。

また、産地交付金を活用し、排水対策や団地化を行い、推進を図る。

イ 振興作物（ジャンボインゲン・ナス・ニガウリ）

振興作物に定めた3品目については、省力的で高齢者にも取り組みやすく、安定した収入が期待できる作物として、産地交付金を活用しながら、引き続き作付け面積の維持・拡大に取り組む。

ウ その他野菜、花き、その他果樹等

今後も引き続き、産地交付金を活用しながら、主食用米から転換する田への作付を推進し、作付面積の維持・拡大に取り組む。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等	当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち二毛作	うち二毛作	うち二毛作	うち二毛作
主食用米	1,158.4		1,100.0		1,100.0
備蓄米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
飼料用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
米粉用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
新市場開拓用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
WCS用稲	149.7	0.0	150.0	0.0	150.0
加工用米	67.9	4.3	80.0	4.3	80.0
麦	6.2	5.8	7.0	6.8	7.0
大豆	0.6	0.2	1.0	0.5	1.0
飼料作物	235.2	152.7	285.0	175.0	285.0
・子実用とうもろこし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
そば	0.9	0.0	2.0	0.0	2.0
なたね	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地力増進作物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
高収益作物	63.7	0.0	68.5	0.0	68.5
・野菜	31.9	0.0	35.0	0.0	35.0
・花き・花木	1.9	0.0	3.0	0.0	3.0
・果樹	29.0	0.0	30.0	0.0	30.0
・その他の高収益作物	1.0	0.0	0.5	0.0	0.5
その他					
・種苗	0.4		0.5		0.5
畠地化	0.0		1.0		1.0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標		
				前年度(実績)	目標値
1	麦・大豆・重点品目・最重点品目	水田の排水対策の施行助成(基幹・二毛作)	排水対策面積(ha)	(令和4年度) 5.9	(令和5年度) 10.5
2	加工用米	加工用米生産性向上取組加算(基幹・二毛作)	作付面積(ha)	(令和4年度) 67.9	(令和5年度) 80.0
			単収(kg/10a)	(令和4年度) 499.0	(令和5年度) 495.0
3	戦略作物(加工用米を除く)・そば・なたね	戦略作物等団地化加算(基幹)	団地化面積(ha)	(令和4年度) 54.9	(令和5年度) 70.0
4	サトイモ	最重点品目助成(基幹)	作付面積(ha)	(令和4年度) 9.9	(令和5年度) 14.0
5	ゴボウ・カボチャ・イチゴ・トマト・キンカン・梅・温州みかん・ぶどう・なし・マンゴー	重点品目助成(基幹)	作付面積(ha)	(令和4年度) 10.6	(令和5年度) 19.5
6	最重点品目(サトイモ)・重点品目(ゴボウ・カボチャ・イチゴ・トマト・キンカン・梅・温州みかん・ぶどう・なし・マンゴー)	重点品目等担い手作付加算(基幹・二毛作)	担い手による作付面積(ha)	(令和4年度) 14.9	(令和5年度) 21.5
7	戦略作物(※加工用米除く)、最重点品目、重点品目	戦略作物等二毛作助成(二毛作)	二毛作取組面積(ha) 水田利用率(%)	(令和4年度) 163.7 (令和4年度) 7.5	(令和5年度) 206.0 (令和5年度) 8.5
8	ジャンボインゲン・ナス・ニガワリ	振興作物助成(基幹)	作付面積(ha)	(令和4年度) 0.7	(令和5年度) 2.0
9	戦略作物・最重点品目・重点品目・振興作物以外のその他の作物(野菜、花き・花木、果樹、そば、なたね)(原料用を含む)及び種苗	一般作物作付助成(基幹)	作付面積(ha)	(令和4年度) 7.1	(令和5年度) 11.0
10	麦・大豆	麦・大豆担い手作付加算(基幹・二毛作)	担い手による作付面積(ha)	(令和4年度) 6.5	(令和5年度) 8.0
11	そば・なたね	そば・なたね助成(基幹)	そば・なたねは種前契約面積(ha)	(令和4年度) 0.9	(令和5年度) 2.0

7 产地交付金の活用方法の概要

都道府県名:鹿児島県

協議会名:さつま町農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	水田の排水対策の施行助成(基幹)	1	6,000	麦・大豆・重点品目・最重点品目	イチゴ・トマト・キンカンについては、施設ハウス栽培のみを対象とし、施設面積を交付対象面積とする。 果樹等の永年性の作物にあっては、新植4年以内の助成とする。 対象作物を作付する場所に、排水対策(弾丸暗渠・耕盤破碎・額縁明渠等)を施工すること。
1	水田の排水対策の施行助成(二毛作)	2	6,000		
2	加工用米生産性向上取組加算(基幹)	1	15,000	加工用米	生産性向上の取組として、以下のいずれかの取組を行うこと。 ①多収品種(知事特認含む)の作付け ②肥料の低減化 ③農業の低減化 ④担い手(認定農業者、認定新規就農者、集落営農等)が行う取組 ⑤最終実需者との出荷契約の締結 ⑥生産体制の効率化(防除の作業委託)
2	加工用米生産性向上取組加算(二毛作)	2	15,000		
3	戦略作物等団地化加算(基幹)	1	10,000	戦略作物(加工用米を除く)・そば・なたね	・作物ごとに1ha以上の団地(連坦化)を構成すること。 ・2筆以上の連坦した農地であること。 ・1経営体の取組だけでなく、複数の経営体が連携した取組も対象とする。 ・基幹作のみを対象とする。
4	最重点品目助成(基幹)	1	53,000	サトイモ	販売目的で、対象作物を生産すること 基幹作のみを対象とする。
5	重点品目助成(基幹)	1	43,000	ゴボウ・カボチャ・イチゴ・トマト・キンカン・梅・温州みかん・ぶどう・なし・マンゴー	販売目的で、対象作物を生産すること イチゴ・トマト・キンカンについては、施設ハウスで栽培するもののみを対象とする。 果樹等の永年性の作物にあっては、新植4年以内の助成とし、施設面積を交付対象面積とする。 基幹作のみを対象とする。
6	重点品目等担い手作付加算(基幹)	1	6,000	最重点品目(サトイモ)・重点品目(ゴボウ・カボチャ・イチゴ・トマト・キンカン・梅・温州みかん・ぶどう・なし・マンゴー)	販売目的で対象作物を生産する認定農業者・認定新規農業者を対象とする。 イチゴ・トマト・キンカンについては、施設ハウス栽培のみを対象とし、施設面積を交付対象面積とする。
6	重点品目等担い手作付加算(二毛作)	2	6,000		果樹等の永年性の作物にあっては、新植4年以内の助成とする。
7	戦略作物等二毛作助成(二毛作)	2	6,000	二毛作として作付けした戦略作物(※加工用米除く)及び最重点品目・重点品目	基幹作物として、水稻または戦略作物、最重点品目、重点品目を作付けした後に、二毛作として対象作物を作付けすること。 戦略作物のうち、飼料作物(牧草)については、当年産に対して播種したものを作付けること。 二毛作の作物が加工用米の場合には、助成の対象としない。
8	振興作物助成(基幹)	1	23,000	ジャンボインゲン・ナス・ニガウリ	販売目的で、対象作物を生産すること 基幹作のみを対象とする。
9	一般作物作付助成(基幹)	1	10,000	戦略作物及び最重点品目・重点品目・振興作物以外のその他の作物(野菜、花き・花木、果樹、そば、なたね)(原料用を含む)及び種苗	種苗には、最重点品目・重点品目・振興作物の種苗を含む 永年性作物にあっては、苗木(杉・ヒノキ)は新植後1年分のみ、果樹は新植後4年以内の助成とする。 基幹作のみを対象とする。
10	麦・大豆担い手作付加算(基幹)	1	10,000	麦・大豆	販売目的で麦・大豆を生産する認定農業者・認定新規農業者を対象とする。
10	麦・大豆担い手作付加算(二毛作)	2	10,000		
11	そば・なたね助成(基幹)	1	20,000	そば・なたね	・そば・なたねのは種前契約等を締結又は自家加工販売計画書を作成・提出し、作付していること。 ・基幹作のみを対象とする。 ・生産性向上の取組として、排水対策を実施すること。